

# 公益社団法人日本地球惑星科学連合 平成24年度 第2回理事会

開催日時 平成24年5月24日（木）  
午後5時30分から午後7時30分

開催場所 幕張メッセ 国際会議場 204号室  
（千葉県千葉市美浜区中瀬 2-1）

1.開 会

2.報 告 事 項

1. 総会報告

3.審 議 事 項

第 1 号議案 代表理事(会長)、業務執行理事及び副会長選定の件

4.閉 会

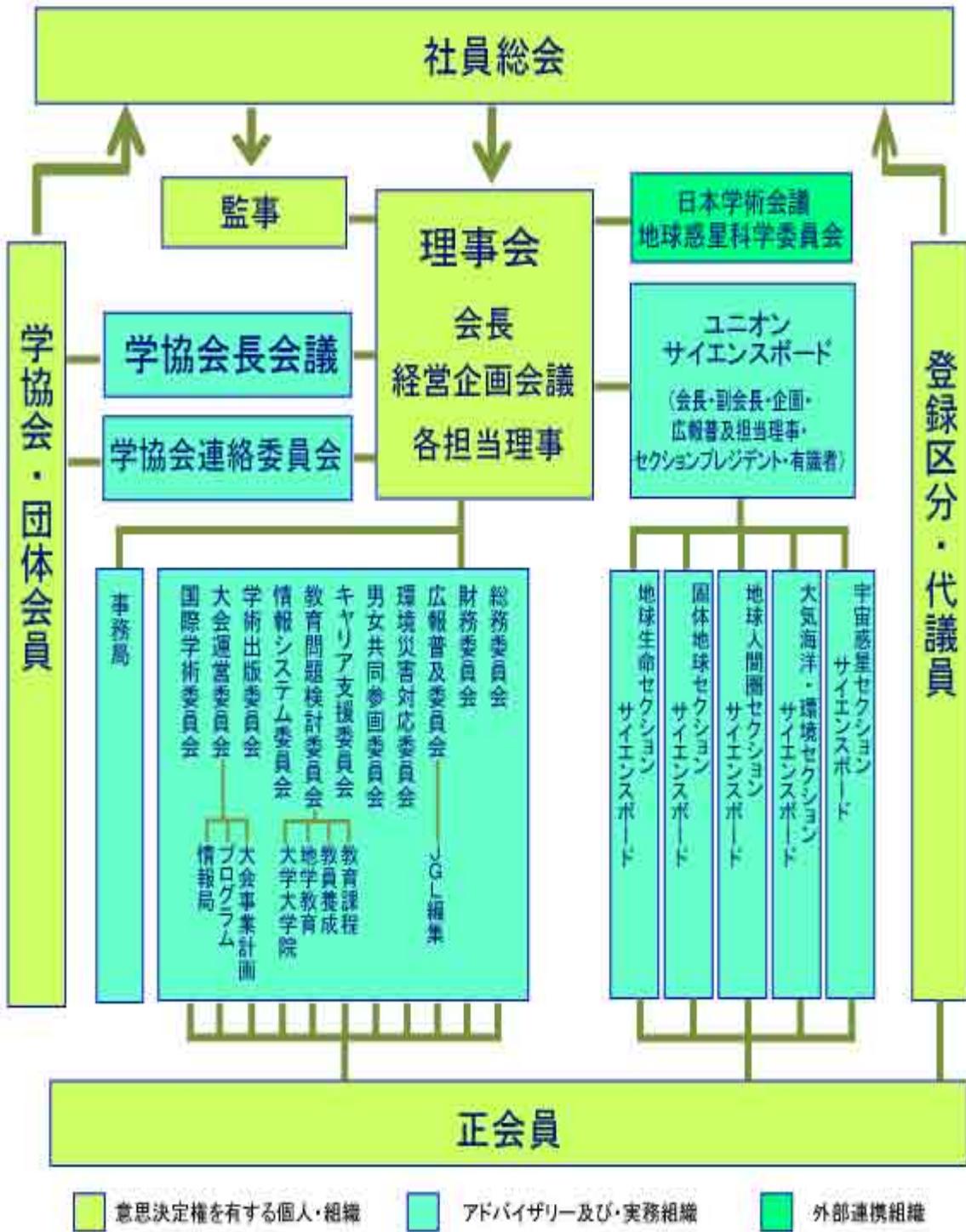
(資 料)

1. 新理事名簿
2. 組織図
3. 定款理事会部分

## <新理事名簿>

氏名	所属	連絡先
畠山正恒	聖光学院中学高等学校	hatakeya@hotmail.com
瀧上豊	関東学園大学	takigami.yutaka@nifty.com
浜野洋三	海洋研究開発機構	hamano@jamstec.go.jp
木村学	東京大学	gaku@eps.s.u-tokyo.ac.jp
古村孝志	東京大学	furumura@eri.u-tokyo.ac.jp
ウォーリス サイモン	名古屋大学	simon.wallis@e.mbox.nagoya-u.ac.jp
成瀬元	京都大学	naruse@kueps.kyoto-u.ac.jp
川幡穂高	東京大学	kawahata@aori.u-tokyo.ac.jp
西 弘嗣	東北大学	hnishi@m.tohoku.ac.jp
中村正人	宇宙航空研究開発機構	nakamura.masato@me.com
田近英一	東京大学	tajika@k.u-tokyo.ac.jp
渡邊誠一郎	名古屋大学	seicoro@eps.nagoya-u.ac.jp
佐藤 薫	東京大学	kaoru@eps.s.u-tokyo.ac.jp
津田敏隆	京都大学	tsuda@rish.kyoto-u.ac.jp
杉田倫明	筑波大学	sugita@geoenv.tsukuba.ac.jp
北 和之	茨城大学	kita@mx.ibaraki.ac.jp
小口 高	東京大学	oguchi@csis.u-tokyo.ac.jp
松本 淳	首都大学東京	jun@center.tmu.ac.jp
奥村晃史	東北大学	kojiok@hiroshima-u.ac.jp
竹村恵二	京都大学	takemura@bep.vgs.kyoto-u.ac.jp

# 〈組織図〉



# 〈定款 理事会部分〉

## 第5章 理事会

(構成)

**第37条** この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第38条** 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長（代表理事）並びに副会長、専務理事及び常務理事その他の業務執行理事の選定及び解職
- (6) 会員の入会の可否

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第23条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

3 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、予め理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配付書類の受領

(種類及び開催)

**第39条** 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度6回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第18条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

**第40条** 理事会は、会長が招集する。但し、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

**第41条** 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

**第42条** 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

**第43条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

**第44条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

**第45条** 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第17条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

**第46条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

**第47条** 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。